

A study on current situation of environmental reports published in national university corporations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-11-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 重邦, 澤田, 望美 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/312

国立大学法人発行環境報告書の現状分析

A study on current situation of environmental reports published in
national university corporations

佐々木 重 邦*
Shigekuni Sasaki

澤 田 望 美†
Nozomi Sawada

1 はじめに

環境省が継続して行っている「環境にやさしい企業行動調査（平成21年度版）」¹⁾によると、「環境報告書（CSR報告書、持続可能性報告書等の一部も含む）を作成・公表している」と回答した企業は、平成9年度は6.5%だったのに対して、平成21年度は35.9%と大幅に増加している。しかしながらこの4、5年は横ばい、または減少傾向にある。また記載内容の信頼性が確保されているか、報告書が活用されているかなどの問題点も浮かび上がっている。これらの課題を解決する方策として、経済産業省が運営している環境報告書プラザによる調査・分析結果、学生視点での環境・CSR報告書の評価・分析活動などの内容が、「環境・CSR報告書の最近の動向」としてまとめられている²⁾。

一方「環境省 もっと知りたい環境報告書」のWEBサイト³⁾には、平成23年7月時点で国立大学法人が発行している60の環境報告書が掲載されている。国立大学法人は全部で82大学（大学院大学を除く）あるが、その約75%が発行していることになる。国立大学法人による環境報告書の発行が、前述した企業行動調査により環境報告書を発行していると回答した割合より倍以上多い。その理由は、2005年4月に施行された環境配慮促進法で、環境報告書の発行を義務化された特定事業者に、国立大学法人が60大学指定されたことによるものと考えられる。

国立大学法人が発行する環境報告書に関する研究として、掲載内容についての比較研究⁴⁾はあるが、環境報告書発行の目的そしてその効果に関する研究は行われていない。

そこで本論文は、環境配慮促進法で特定事業者に指定された60の国立大学法人が発行している環境報告書について各法人にアンケート調査を行い、環境配慮促進法施行後6年を経過した現在、環境報告書がどのような状況になっているかを明らかにすることを目的としている。

*環境学部教授 †環境学部2010年度卒業

2 国立大学法人発行環境報告書に関する調査方法

2.1 調査対象

環境配慮促進法で特定事業者指定された60の国立大学法人を調査対象とした。

2.2 調査方法

調査対象国立大学法人にアンケート表を電子メールの添付ファイルで送付し、回答をお願いした。調査期間は平成22年11月16日(火)～平成22年11月26日(金)としたが、期間後でも回答が届いた場合は有効回答とした。

2.3 アンケート内容

「環境報告書について」、「環境報告書発行による効果について」、「今後の環境活動について」の3分野についてそれぞれ3項目、4項目、2項目の設問とし、その他自由記述欄を加え計10項目とした。本研究の狙いである環境報告書発行の現状の状況が明らかになる設問とした。詳細を表1に示す。

2.4 回収結果

アンケートの回収数は45で、回収率は75%と非常に高かった。

3 アンケート調査結果

アンケート調査結果を「環境報告書について」、「環境報告書発行による効果について」、「今後の環境活動について」の3分野毎、各設問毎に示す。

3.1 環境報告書について

Q1 環境報告書の発行は、環境配慮促進法施行前でしょうか、後でしょうか。

結果を図1に示す。環境報告書の発行が、環境配慮促進法施行前と回答したのは4法人(9%)であり、44法人(91%)が施行後と回答した。

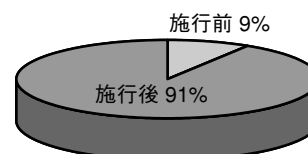


図1 環境報告書の発行時期について

Q2 環境報告書の内容は、環境の分野だけでしょうか、社会的責任を含んでいるでしょうか。

結果を図2に示す。環境報告書の内容が環境分野のみと回答したのは11法人(24%)であり、34法人(76%)が社会的責任を含んでいると回答した。

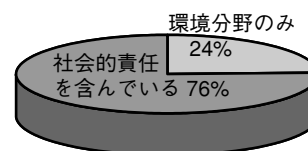


図2 環境報告書の内容について

Q3 環境報告書の発行の目的は主として次のどれでしょうか。(複数回答可)

結果を図3に示す。環境配慮促進法を遵守するためと回答した法人が最も多く41法人(91%)、次に教職員の環境意識の向上、大学の環境活動のPR、学生の環境意識の向上の順序でそれぞれ39法人、38法人、35法人であった。その他が4法人あったが、具体的には、環境マネジメントシステムの活動を公表するため、環境活動を報告書としてまとめる作業過程において環境マネジメントシステムの問題点・改善点を可視化することなどが挙げられた。

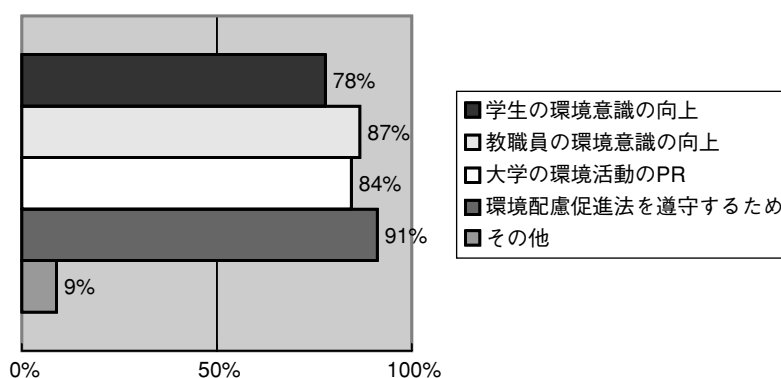


図3 環境報告書の発行の目的について

3.2 環境報告書発行による効果について

Q4 環境報告書の発行の目的は達成されたでしょうか

結果を図4に示す。十分達成されたと回答したのは10法人(22%)、まあまあ達成されたのは32法人(71%)であったが、不十分であると3法人が回答した。

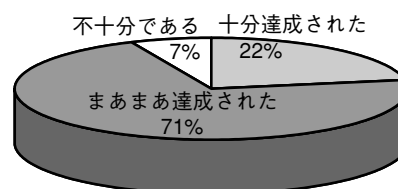


図4 環境報告書の発行の目的達成について

Q5 環境報告書の発行によって環境負荷低減につながっていると実感できますか。

結果を図5に示す。実感できると回答したのは、11法人(24%)で、実感できないとの回答と同数であった。その他はわからないとの回答であった。

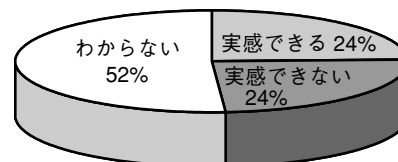


図5 環境報告書の発行が環境負荷低減につながるかについて

Q6 環境報告書をコミュニケーションツールとして活用するために行っているものがあればお教えください（複数回答可）

結果を図6に示す。簡易版の作成がもっとも多く18法人（40%）で、次に自大学HP・環境省HP以外でのデータ配布で12法人（27%）、環境報告書読後アンケート・意見などの窓口の設置で6法人（12%）であった。特にないと回答したのは13法人（29%）であった。その他と回答したのは11法人（24%）であり、具体的内容は、内外への環境報告書の積極的な配布（5法人）、ダイジェスト版の作成、環境マネジメントプラン（環境目標）の作成、各種賞への応募、報告書に外部・内部からの寄せられた意見とその処置内容の掲載、興味を持って読んで頂ける部分だけを抜粋した広報誌を発行、環境教育の講座で使用しているなどであった。

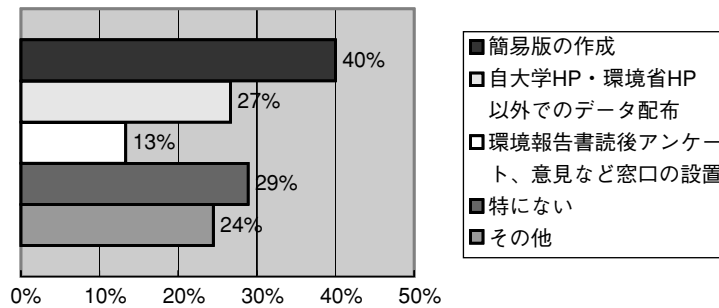


図6 環境報告書をコミュニケーションツールとして活用するために行っていること

Q7 環境意識向上のために努力されたこと、効果があったものはありますか（複数回答可）

結果を図7に示す。環境報告書発行の積極的な告知が23法人（51%）、環境報告書簡易版の作成・対象への配布が16法人（36%）、その他が8法人（18%）であった。その他の具体的な内容は、ISO14001認証取得（2法人）、環境報告書（冊子）を全学へ配布、学生サークルによる携帯ポケットブックの作成配布、省エネパトロールの実施、授業での環境報告書の利用、「エコキャンパス推進学生」を学内から募集、エコアクション21環境マネジメントシステムの導入、エアコンの温度設定の目標を28℃とするポスターの掲示などであった。

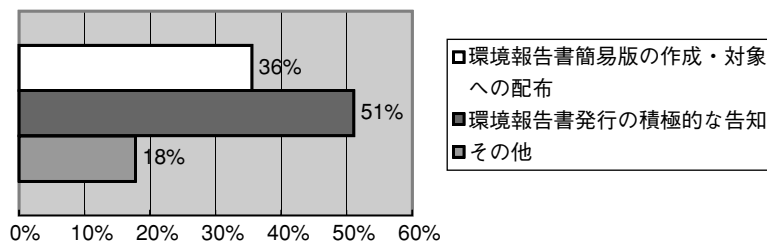


図7 環境意識向上のために努力されたこと、効果があったものについて

3.3 今後の環境活動について

Q8 今後、環境報告書に社会的責任の記載を新たに行う、または充実していく予定でしょうか。

結果を図8に示す。そう考えていると回答したのが21法人(47%)、今後考えていくが20法人(44%)、考えていないが4法人(9%)であった。

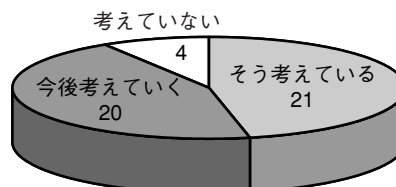


図8 社会的責任の記載等環境報告書の充実について

Q9 今後、さらに環境ISO取得などの独自の環境対策を行っていく予定でしょうか。もし考えている場合、具体策もお書きください。

結果を図9に示す。そう考えていると回答したのが6法人(13%)、今後考えていくが26法人(58%)、考えていないが12法人(27%)、無回答が1法人(2%)であった。無回答の1法人は、既にISO14001の認証を取得しているためとのコメントがあった。主な具体策としては、ISO14001の取得ではなく本学にふさわしい環境マネジメントシステムの導入(KES、エコアクション21、大学独自のシステム等)、市及び小中高校との連携等があげられている。

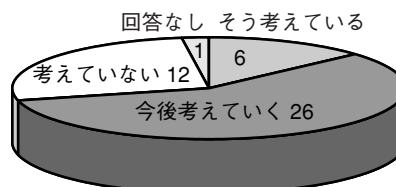


図9 環境ISO取得など今後の独自の環境対策について

3.4 その他の主な意見

- ・手作りの環境報告書になっているのが特徴である。
- ・今後はEMSと安全管理との連携が不可欠である。
- ・法人化後の戸惑いや混乱期を経て、本格的に取り組むべき時期に入ったと考えている。
- ・地球温暖化ガス削減に対し全学での対応を考えている。
- ・学生達の意識も向上し、小さなエコサークルが軌道に乗ってきた。あと一息で環境に興味を持つ学生達が広がりそうである。
- ・他の国立大学法人が公表している環境報告書には、環境配慮等に関する有効な取組が多く記載されているので大変参考になる。
- ・環境報告書のとりまとめ作業の中で改善点を見つけていくことが、環境報告書の持つ大きな役割である。
- ・報告書作成そのものも環境負荷(印刷、運搬)の要因であることも認識する必要がある。
- ・2006年に初めて公表したものに比べるとかなり内容が充実したものになっていることは各大学で共通していることと思われる。

4 考察

4.1 環境報告書の発行目的と達成度

環境報告書の発行目的（Q1）が環境配慮促進法を遵守するためと回答したのは、41法人（91%）であり、環境配慮促進法によって義務づけられる以前から環境報告書を発行（Q2）していた4法人以外は全て環境配慮促進法の遵守が発行の目的となっている。自主的な目的としてほとんどの法人が外部向けとして大学の環境活動のPR、内部向けとして学生・教職員の環境意識の向上をあげている。

では目的の達成度（Q4）をどう認識しているのであろうか。環境報告書の発行の目的を十分達成された、まあまあ達成されたを合わせると42法人（93%）となり、達成度は非常に高い。

達成度を高くしている要因として外部向けでは、環境報告書をコミュニケーションツールとして積極的に活用（Q6）している。簡易版の作成、自大学HP・環境省HP以外でのデータ配布、環境報告書読後アンケート・意見などの窓口の設置の他、各種賞への応募、報告書に外部・内部から寄せられた意見とその処置内容の掲載、興味を持って読んで頂ける部分だけを抜粋した広報誌の発行、環境教育の講座での使用などを具体的に行っている。また内部向けとして環境意識向上のために行っている（Q7）ことは、環境報告書簡易版の作成・対象者への配布、環境報告書発行の積極的な告知の他、学生サークルによる携帯ポケットブックの作成配布、省エネパトロールの実施、授業での環境報告書の利用などである。

意識の向上は達成できたが、環境報告書の発行が環境負荷低減につながっているか（Q5）となると実感できていると回答したのは11法人（24%）に留まっている。

環境報告書の発行によって環境意識が向上した学生、教職員の新たな活動により、環境負荷低減やプラスの環境影響が実感できるような環境の取組みが必要であろう。

4.2 環境報告書への社会的責任の記載について

企業が発行する環境報告書は、その多くは環境省が発行している環境報告ガイドライン（2007年版）及びグローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）が発行しているサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインG3（2006年版）に準拠しており、その内容は環境的側面だけでなく社会的側面、経済的側面のいわゆるトリプルボトムラインに関する記載を行っている報告書が多くなっている。タイトルも環境報告書からCSRレポート、持続的社會レポート等変化してきている。こういう状況において国立大学法人の発行する環境報告書もその内容はどのようになっているのか興味あるところである。

環境報告書の内容は、環境の分野だけか、社会的責任を含んでいるかの問い（Q2）に社会的責任を含んでいるとの回答が34法人（76%）となっており、世の中の動きを掴んだ対応となっている。また合わせて今後環境報告書に社会的責任の記載を新たに行う、または充実していく予定でしょうかという問い（Q8）に、そう考えている、今後考えて行くとの回答が41法人（91%）と高い比率になっている。

現在環境分野のみの記載と回答した法人の中にも、「地域との合同による活動の事例や、大学としての責任である教育といった内容の事例は掲載している。社会的責任とまで大々的に言える

ほどの記事とはなっていないために環境分野のみを選んだ」という意見や「大学における最大にして、唯一に近い社会的責任である地球を救う研究を行うことが重要」という意見もあった。

2005年施行の環境配慮促進法により報告を義務付けられた国立大学法人は、2006年度から環境報告書を発行し、この調査時点で5回目の発行となっている。自由意見で「2006年に初めて公表したものに比べるとかなり内容が充実したものになっていることは各大学で共通していることと思われる」とあったが、世の中の動きを敏感に感じ取り、環境報告書の内容を確実に進化させている。

4.3 今後の環境活動について

今後さらに環境ISO取得などの独自の環境対策を行っていく予定でしょうかという問い（Q9）にそう考えている、今後考えて行くという回答は、合わせて32法人（71%）であり、環境活動への高い意識が窺える。

ISO14001の取得ではなく本学にふさわしい環境マネジメントシステムの導入をあげている法人も少なからずあった。一般企業においても中小企業を中心にISO14001ではなく、エコアクション21など比較的導入が容易な環境マネジメントシステムを構築する企業が多く見られるようになったが、国立大学法人もこの流れと同様であると言える。

5 まとめ

環境配慮促進法で特定事業者指定された国立大学法人が発行している環境報告書が、法律施行後6年を経過した現在、どのような状況になっているかを調査した結果以下のことが明らかとなった。

- ・発行を促したのは環境配慮促進法であるが、大学の環境活動のPR、学生・教職員の環境意識の向上など環境報告書発行の自主的な目的を設定して取組み、目的の達成度は高かった。
- ・しかし環境報告書の発行が環境負荷低減につながっていると実感できている法人は必ずしも多くはなかった。
- ・名称は環境報告書ではあるが、内容として社会的責任まで踏み込んでいる報告書が多く、企業の動向と類似した傾向となっていた。
- ・今後環境マネジメントシステムの構築を考えている法人が多くいたが、必ずしもISO14001に拘るのではなく国立大学法人に相応しい環境マネジメントシステムの構築を考えている法人がみられた。

環境配慮促進法施行後5回環境報告書が発行され、主な意見でもみられたように各報告書とも内容が充実してきているようだ。環境報告書の発行によって環境意識が向上した学生・教職員の新たな活動により、環境負荷低減やプラスの環境影響が実感できることが今後望まれる。そのためには国立大学法人に相応しい環境マネジメントシステムの構築も一つの解であろう。また社会的責任はあらゆる組織に求められるため環境報告書の社会的責任の記載の充実、報告書の名称変

更も今後必要になってくるものと考えられる。

謝辞

本論文は、著者の一人である澤田の卒業論文のデータを基にまとめたものである。卒業論文のアンケートへの回答・貴重なご意見を頂いた各国立大学法人のご担当の方々に深く感謝致します。

引用文献

- 1) 環境省総合環境政策のサイト：平成21年度環境にやさしい企業行動調査
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h21/index.html>
- 2) 佐々木重邦（2011）：環境・CSR報告書の最近の動向、コージェネレーションシステムニュース、3(5)、12-15
- 3) 環境省総合環境政策のサイト：もっと知りたい環境報告書
<http://www.env.go.jp/policy/envreport/index.html>
- 4) 両國真奈、二渡了、乙間未廣、荒木邦孝（2008）：国立大学法人の環境情報開示と環境環境パフォーマンスー環境報告書から読み取る現状分析ー、環境情報科学、37-4、110-111